ロ　次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額

(1)　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間（以下この号ロ及び次号ロにおいて「支給費用算定期間」という。）における第一号・第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(2)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(3)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(4)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額

(5)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額

(6)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額

(7)　支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

ロ　次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額

(1)　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間（以下この号ロ及び次号ロにおいて「支給費用算定期間」という。）における第一号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(2)　支給費用算定期間における第一号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(3)　支給費用算定期間における第一号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。）に要した費用の額

(4)　支給費用算定期間における第一号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額

(5)　支給費用算定期間における第一号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額

(6)　支給費用算定期間における第一号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額

(7)　支給費用算定期間における第一号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額

二　被保険者のうち、法第六十七条第一項第三号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第三号被保険者」という。）に係るイ及びロに掲げる額の合計額

イ　次の(1)から(5)までに掲げる額の合計額

(1)　請求費用算定期間における請求に係る第三号被保険者に係る療養の給付に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額

(2)　請求費用算定期間における請求に係る第三号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(3)　請求費用算定期間における請求に係る第三号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(4)　請求費用算定期間における請求に係る第三号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(5)　請求費用算定期間における請求に係る第三号被保険者に係る訪問看護療養費の支給に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

二　被保険者のうち、法第六十七条第一項第二号に掲げる場合に該当する者（以下この号において「第二号被保険者」という。）に係るイ及びロに掲げる額の合計額

イ　次の(1)から(5)までに掲げる額の合計額

(1)　請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る療養の給付に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額

(2)　請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給（規則第三十七条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(3)　請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給（規則第四十二条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(4)　請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給（規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものを除く。）に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額

(5)　請求費用算定期間における請求に係る第二号被保険者に係る訪問看護療養費の支給に要した費用の額であって当該年度の十二月末日現在において審査決定しているものの額